

広島市条例第 29 号

令和 7 年 6 月 26 日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和 29 年広島市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の右に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。第 48 条第 11 項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 33 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別

控除額」に改める。

第36条の2第1項第1号中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に、「及び」を「、特定親族特別控除額及び」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第48条第11項中「（入出力装置を含む。）」を削る。

第90条の2第2項中「によつて」を「により」に改め、「よる運転免許証」の右に「又は特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を、「、運転免許証」の右に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第8号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の

番号、運転免許の年月日及び運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前2項の規定によつて」を「第2項及び前項の規定により」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第8条の4中「附則第20条の4の2第1項」を「附則第20条の4の3第1項」に改める。

附則第11条の5を削る。

附則第20条の4の2第3項各号中「附則第20条の4の2第1項」を「附則第20条の4の3第1項」に改め、同条を附則第20条の4の3とし、附則第20条の4の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第20条の4の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこに係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたも

のを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書及び第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造

たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第90条の2第2項の改正規定、同条中第5項を第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定及び附則第11条の5を削る改正規定 公布の日
 - (2) 第34条の2、第36条の2第1項第1号及び同条第2項、第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3項から第6項までの規定 令和8年1月1日
 - (3) 附則第8条の4及び第20条の4の2第3項各号の改正規定並びに同条を附則第20条の4の3とし、附則第20条の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第7項から第9項までの規定 令和8年4月1日
 - (4) 第18条、第33条第4項及び第48条第11項の改正規定並びに

次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

- 2 改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の2並びに第36条の2第1項第1号及び同条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 5 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項第1号に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び広島市市税条例第36条の3の2第3項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の広島市市税条例第36条の2第1項第1号に規定する給与について提出した同条例第36条の3の2第1項及び広島市市税条例第36条の3の2第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 6 新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる

規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の広島市市税条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第20条の4の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、広島市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第20条の4の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 広島市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第20条の4の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第20条の4の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

9 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。